

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、外壁等の落下を防止するための整備を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

- ・教育環境改善のため、バリアフリーに対応したエレベーターの改修を行う。
- ・教育環境の改善のため、老朽化が著しく進行しているトイレの改修を行う。
- ・教育環境の改善のため、空調設備の設置を行う。
- ・教育環境の改善のため、耐用年数を超えている空調設備の更新を行う。

(5) 施設の特徴性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		32 校
中学校		22 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		2 校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	54 箇所
	学校武道場	23 箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	令和2年10月15日
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和3年3月26日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>策定した指標等に基づく評価を実施し、評価結果を公表する。</p>
